

## 登録政治資金監査人登録申請書の添付書類の見直しについて

### 1 背景

#### (1) 現行制度及び申請時に求められる添付書類

政治資金規正法第19条の18第1項の規定により、弁護士、公認会計士又は税理士は、「登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる」とされている。具体的な手続としては、登録申請書に以下の書類を添付して提出することとなっている。

- ・ 三士業のいずれかに該当する者であることを証する書面
  - ・ 戸籍の抄本（3月以内に作成されたものに限る。）
  - ・ 住民票の写し（3月以内に作成されたものに限る。）
  - ・ 欠格事由（政治資金規正法第19条の18第2項）に該当しない旨の宣誓書
  - ・ 申請者の写真（3月以内に撮影されたものに限る。）
  - ・ 上記に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面（現時点ではなし）
- 政治資金規正法  
第19条の20第1項  
  
 政治資金規正法  
第19条の26、  
政治資金規正法施行規則  
第27条第1項

#### ○政治資金規正法（昭和三十二年法律第九十四号）（抄）

（登録の手続）

**第十九条の二十** 第十九条の十八第一項の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、同項に規定する事項を記載した登録申請書を、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2～3 （略）

（登録の細目）

**第十九条の二十六** この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。

#### ○政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）（抄）

（登録政治資金監査人に係る登録申請書）

**第二十七条** 法第十九条の二十第一項に規定する登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

- 一 戸籍の抄本（三月以内に作成されたものに限る。）
- 二 住民票の写し（三月以内に作成されたものに限る。）
- 三 法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
- 四 法第十九条の二十第一項に規定する申請者の写真（三月以内に撮影されたものに限る。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面

2 （略）

## (2) 申請手続等の見直しに関する勧告とその概要

総務省行政評価局は、申請手続等における申請者の負担軽減を図る観点から、「申請手続等の見直しに関する調査 ―戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として―」を実施し、平成29年3月28日付で必要な改善措置に関する勧告を関係各省に対し行った。

その中で、登録政治資金監査人の登録の申請についても、「戸籍の抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、旧姓の登録を希望する申請者にのみ戸籍の抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある」との調査結果に基づき、適切な措置を講じるよう総務大臣あてに勧告がなされたところである。

## 2 対応

今後、政治資金課と調整を進めたうえで、同勧告の内容に対応するため、必要な措置を講じる。